

## 出荷管理って何だろう？

### 1. 品違いチェックのことでしょ？

企業の輸出管理担当者に出荷管理とは何か尋ねると「出荷品と書類記載の同一性の確認」だと答える人が少なからずいます。勿論「それが全て」ではないにしても、「まずはそれでしょ」というわけです。おそらく出荷部門の人においては、この傾向はもっと強いことと思います。

私はかなり前からこのことに違和感を持っていました。品違いチェックが重要なことはわかっているけれど、あまり輸出管理マターではないような気がして。本当に「まずはそれ」なのかを考え直してみようというのが本稿の趣旨です。

### 2. この記述に違和感覚えませんか？

#### 出荷管理とは

出荷管理とは、輸出前に輸出許可や現品などの一致を確認することです。

(中略)

#### 貨物の輸出

貨物を輸出する際の輸出管理は、出荷伝票の記載内容と出荷する貨物・技術と出荷伝票<sup>原文ママ</sup>の内容が一致しているかを確認します。確認した結果は必ずエビデンスで残します。不一致があった場合は出荷を停止し、輸出管理組織からの指示を受けます。また、通関時に税関から問い合わせを受けた場合も出荷を停止し、輸出管理組織からの指示を受けます。

橋本かおる『輸出管理の基本と実務がよ〜くわかる本』 118頁

うーむ。「輸出許可や現品などの一致」って何でしょう。まあ、許可を取った案件については、それと現品のズレがないかチェックするものかもしれませんが、許可取らなかった案件だとやりようがないですね。

そもそもどんな会社だって品違いチェックはやるのですよ。そして品違い判明時に出荷停止するのは国内向け案件も同じことです。また税関云々にしても問い合わせを無視して強行突破を図れば税関で止められてしまうのは自明のこと。

わざわざ輸出管理項目として特記するほどのことなのかと感じたのです。

### 3. 本当に止めたいのは何なのか？

勿論それは無許可輸出に決まっていますよね！ それを防ぐために該非判定や用途・顧客審査を頑張るのですから。

その点さえ押さえておけば、答は自ずと見えてきます。審査の結果が要許可なのに許可未取得であるとか、そもそも審査を通過していないといった案件を止めることこそが本命なのです。

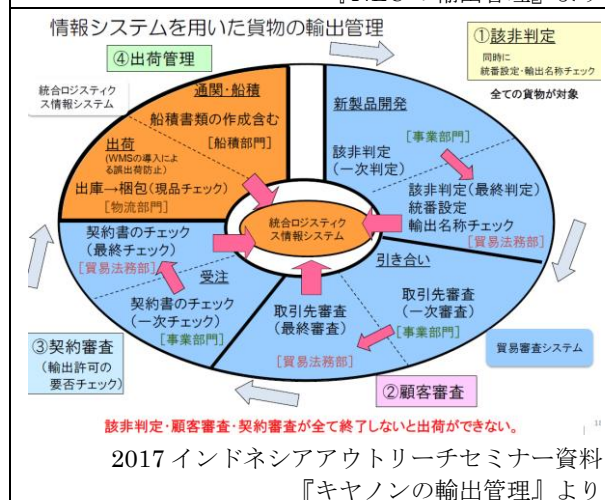
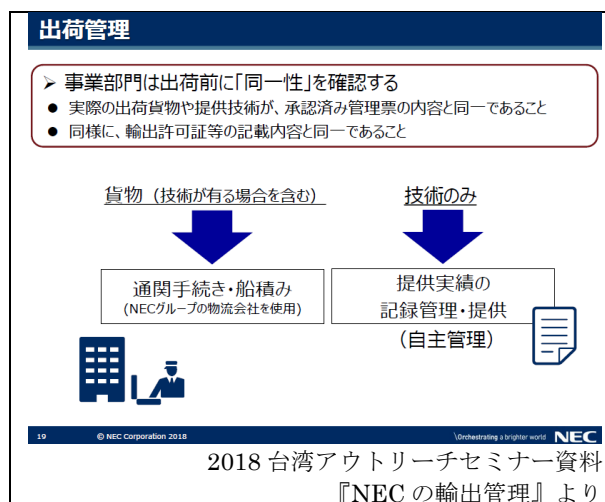
それに比べれば、「輸出許可と現品の一致」はやや順位が下がるでしょう。要許可と判断して折角許可証取ったのに違う品目を出してしまったということ自体は違反ではありませんから。とはいえそれももったいない話ではあり、また後々の始末を考えると是非避けたいことです。チェックが大事なことは言うまでもありません。

この点、さすがに一流企業はツボを押さえていると思います。

右記資料で「同一性」と鍵括弧がついていることから「やっぱり品違いチェックが肝だろ」と早合点した人はいませんか？ でもその下を見て下さい。

「承認済み管理票」との同一性が求められていますよね。つまり「まずは審査をパスしたか」が前提になっており、「同一性」が論ぜられるのはその後の話なのです。

次の例でも④出荷管理の箇所だけ見たら現品チェックがメインかと思うところですがちゃんと「**該非判定・顧客審査・契約審査が全て終了しないと出荷ができない**」と書いてあるではありませんか。



私が昨年度参加していた《中小企業等アウトリーチ》のテキストも次のように述べています。

③出荷管理：出荷される貨物や技術が出荷書類と同一のものであるかの確認に加え、該非判定・取引審査が終了して、必要な場合は許可証が取得されていることを確認すること

また工作機械工業会の《輸出管理業務運用ガイドライン》も最初の項目(①)として審査完了の確認を挙げています。

(1) 出荷管理は、外為法等で規制されている貨物の誤った輸出を防止することを目的とした管理であり、具体的には以下のことを行う必要がある。

- ①出荷前の該非判定、取引審査等が実施されたことの確認。
- ②出荷する貨物が書類に記載された内容と同一のものであることの確認。
- ③輸出許可証等、通関手続きに必要な書類の準備。
- ④問題が発生した際には社内の輸出管理部門に報告し、指示に従う。

(2) 万が一、出荷段階で法令上の問題が生じた場合、又は通関トラブル等が発生した場合、出荷部門は直ちに出荷を停止すると共に、これらの確認状況を記録に残し、輸出管理部門等に関係情報を報告のうえ、事態の把握ができるようにする必要がある。

#### 4. 誤解の元はどこか

言いにくいことですが、当局の文書にミスリーディングなところがあったと思います。  
たとえば通達《輸出管理内部規程の届出等について》を見てみましょう。

<p>3 出荷管理</p> <p>(1) 輸出等時の貨物等と輸出関連書類等の同一性の確認</p> <p>(2) 通関時における事故の輸出管理部門への報告</p> <p>《様式2》輸出管理内部規程総括表&lt;新規・内容変更&gt;より</p>
<p>3. 出荷管理（遵守基準省令第1条第二号ホ関係）</p> <p>(1) 輸出等を行おうとする際に、出荷を行おうとする貨物及び技術と当該貨物及び技術の輸出関連書類等（輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された当該貨物等を特定する事項が同一であることの確認を行うこと（遵守基準省令第1条第二号ホを含む。）。</p> <p>(2) 通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。</p> <p>《別紙1》外為法等遵守事項より</p>

一番大事なはずの審査完了の有無、そして審査結果が「要許可」だった場合の処置がここでは全く触れられていません。

しかしご注意ください。当局の真意はそこにはないのです。《輸出管理内部規程の届出等について》を最後までよく読むと、「審査完了の有無」「要許可案件の処置」への言及が《様式3》自己管理チェックリストの中でちゃんとなされていることがわかります。

<p>出荷管理</p> <p>3-1(1)</p> <p>出荷管理のための手続（管理部門及び管理方法等）を明確に定め、輸出許可が必要とされる場合の許可証、出荷指示書等と貨物（現物）の照合等の管理を実行しているか。</p>
<p>3-1(2)②</p> <p>審査を受けていない貨物、輸出許可（E/L）を取得していない該当品等の出荷が未然に防止する体制になっているか。</p>

やはり早合点は禁物ですね。

《遵守基準省令》にも問題がありました。

1 条二号ホ

特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下チにおいて同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。

リスト該当品（特定重要貨物等）の輸出で一番大事なのは許可を取ることですから、**取得した許可証の確認に触れなきやウソ**ですよ。勿論品違いのチェック（「同一であることの確認」）は大事ですけど。それに**品違いで怖いのは「書類上は許可不要の筈だったのに、要許可品を誤って出荷してしまうこと」**の方ではないでしょうか？ それを「書類上はリスト該当で許可証も取得したのに、誤って非該当品を出荷してしまうこと」をターゲットにチェックするのだとしたら、「ちょっとピンボケ」と言わねばなりません。

私は条文の作者の意図はそうではなかったような気がしています。

では何が問題だったのかというと、「特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際」という表現です。これを見た大抵の人は「契約品（意図された貨物）がリスト規制該当のケース」を思い浮かべるでしょう。そして「品違いチェックはこのケースでの事故防止にあまり役立たない」ことから困惑するだろうと思います。

私の推測は、作者が「（輸出者の意図がどうあれ）現に輸出されようとしている貨物がリスト該当のケース」を述べてようとしていたのではないかと、いうものです。この場合は品違いチェックが事故防止に有効だからです。

とはいえ、仮にそういう意図だったとしても、普通の読者がそれを読み取るのはきわめて困難だったと思います。というのは文書類に記録・記載された「当該特定重要貨物等を特定する事項」という表現を見れば、誰だって「契約書の類に、そのリスト該当品のことが書いてあるんだな」と理解する筈だからです。つまり「最初からリスト該当品を輸出する意図のあったケース」と思われてもしかたないだろうということです。

今となっては後の祭りですが、省令制定時のパブコメ募集における、私たちのチェックが甘かったのだと思います。自社に直接関係なさそうな内容でも、ヘンな記述はきちんと問題点を指摘しなければいけなかったのです。